

目 次

序章	2
第1章 国民参与裁判と裁判員裁判の導入経緯・趣旨.....	5
第1節 韓国の国民参与裁判制度	5
1. 国民参与裁判の導入経緯	5
(1) 導入の背景	5
(2) 導入の経緯	7
2. 国民参与裁判の導入趣旨―「国民による司法」	10
3. 国民参与裁判の導入目的	12
4. 小括	13
第2節 日本の裁判員裁判制度	14
1. 裁判員裁判の導入経緯	14
2. 裁判員裁判の導入趣旨	15
3. 裁判員裁判の導入目的	15
4. 小括	16
第2章 各制度の主要内容・特徴の比較.....	17
第1節 各制度の基本構造	17
1. 対象事件の比較	17
(1) 国民参与裁判の対象事件	17
(2) 裁判員裁判の対象事件	19
(3) 対象事件の比較	20
1) 範囲	20
2) 排除決定と区分審理	20

3) 比較	22
2. 裁判体の構造(選任手続き)	23
(1) 選任の諸手続きの比較	24
1) 陪審員の選任・解任・辞任	24
2) 裁判員の選任・解任・辞任	25
(2) 権限と評決	25
1) 役割分担と権限の比較	25
① 陪審員の評議・評決の方法	26
② 裁判員の評議・評決の方法	26
2) 役割と権限の相違点の比較―「評議・評決権の差」	26
① 陪審員の評決の拘束力	27
② 量刑―「量刑基準制」	27
③ 判決宣告―「実質的拘束力」	29
3. 小括	29
第2節 裁判の手續	30
1. 公判手續	30
(1) 韓国の公判手續	30
1) 公判準備手續	30
2) 陪審員などの宣誓、裁判長の冒頭説明	31
3) 証拠調べ	32
① 書証の取調べ	32
② 証人尋問	32
③ 被告人質問	33
④ 裁判長の説示	33
4) 評議・評決及び量刑意見	33
① 被告人の有罪・無罪について評議・評決	34

② 量刑についての討議・量刑意見	34
③ 判決宣告	34
5) 控訴審・上告	35
(2) 日本の公判手続	35
1) 公判前整理手続	35
① 趣旨	35
② 公判前整理手続で行うべきこと	35
③ 証拠の採用	36
④ 問題	36
2) 証拠調べ	38
① 争点に集中した証拠調べ	38
② 犯罪事実に関する証拠と量刑に関する証拠の分離	38
③ 証人尋問	39
④ 被告人質問	39
2. 小括	39
第3章 各制度の運営現況と評価	41
1. 国民参与裁判の運営現況の分析(2008. 1. 1~2011. 11の4年間の分析資料)	41
(1) 実施状況	41
1) 事件の受理・既済の状況	41
① 第1審 申し出受付等の状況	41
② 法院別の第1審の受付/既済/未済の件数	43
③ 法院別・犯罪類型別の対象件数及び受付件数	44
④ 法院別・犯罪類型別の受付及び国民参与裁判の進行件数	45
⑤ 排除の事由	47
⑥ 撤回事由	49

2) 公判運用の状況	51
① 第1審	51
i) 公判準備期日	51
ii) 陪審員選定期日	52
ア) 陪審員の数別の事件数	52
イ) 陪審員の数別召還・出席した陪審員候補者の数	52
ウ) 選定期日の所要時間	54
エ) 理由付忌避	55
オ) 理由なし忌避	55
iii) 公判	55
ア) 犯罪類型別、国民参与裁判の件数	55
イ) 国民参与裁判の所要日数	56
ウ) 弁護士選定の現況	57
エ) 自白・否認事件の割合	58
オ) 国民参与裁判の全手続における所要時間	58
カ) 量刑分布	59
キ) 控訴率	60
ク) 国民参与裁判の上告の現況	62
iv) 評決・量刑討議	62
ア) 評議所要時間	62
イ) 陪審員の評決分布	63
ウ) 評決と判決の一致現況	64
エ) 量刑意見・宣告刑量の分布	65
② 控訴審	66
i) 現況	66
ア) 控訴審における処理	66

イ) 破棄事件—有無罪の変更のある場合	66
ii) 分析	67
③ 上告審	68
i) 現況	68
ii) 分析	69
3) 市民関連のアンケートの分析	69
① 一般人関連	70
i) 国民参与裁判制度の認識	70
ii) 陪審員判断への信頼度	71
iii) 国民参与裁判の効果	73
iv) 小括	75
② 陪審員（候補者）関連	75
i) 出席率	75
ii) 構成	76
iii) アンケートの結果	77
iv) 小括	78
③ 被告人関連	80
i) 国民参与裁判制度の認識	80
ii) 国民参与裁判の申請段階での評価	83
iii) 国民参与裁判の未申請・撤回理由	84
iv) 小括	84
(2) 事例の抽出	85
1) 陪審員評決の拘束力及び控訴審のあり方に関する判例の動向	85
① 大法院 第1部2010年3月25日 宣告2009ド14065号事件	85
② 判例としての意義	85
2) 被告人の申し出期間に関する判例	87

3) 排除決定に関して注目を集めた判例－「竜山惨事」	87
4) 公判中心主義に徹底した判例－「ソマリア海賊裁判の意義」	88
① 事件の概要	89
② 国民参与裁判としての特徴	89
③ 評価	90
(3) 運営上の特徴－影の陪審員制度 (shadow jury)	91
(4) 小括	92
2. 裁判員裁判の運営現況(2009.5~2012.5の3年間の分析資料)	93
(1) 裁判通計・申し出・処理現況	94
1) 対象事件	94
2) 裁判員の選任	94
3) 裁判員の在任期間	96
4) 公判前整理手続期間	96
5) 審理期間	97
6) 評議時間	97
7) 控訴審の結果	98
8) 死刑判決について	99
9) 保護観察付執行猶予の判決	99
10) 国民の協力度	99
(2) 裁判員裁判の事例からの示唆	104
1) 憲法の問題－「裁判員制度の合憲性の確認」	104
2) 対象事件の範囲について	105
3) 複雑・困難事件について－長期間の審理日程の事例と区分審理制	105
4) 証拠の扱いに関する判例	107
5) 評議のあり方－中間評議と柔軟な進行	107
6) 控訴審のあり方	108

(3) 運営上の特徴－各層の方針及び見直しへの提言	109
1) 法曹界	110
2) 一般市民	113
① 裁判員ネット	113
② 裁判員経験者	122
③ 記者からの評価	124
第4章 各制度の評価と見直しに向けての提言	128
1. 陪審員の評決の拘束力の問題	128
(1) 評決の効力に関する論議の概観	128
1) 拘束力付与論	130
2) 漸進的拘束力付与論	131
3) 検討	131
① 憲法的観点	131
② 比較法の観点	132
③ 現行参与法上の各種制度との均衡の観点	132
(2) 拘束力を与える場合の具体的方式	133
1) 拘束力付与の前提	133
2) 事実認定における拘束力の付与	134
① 原則的拘束力の付与	134
② 例外的な裁判官との「協働」	136
3) 公判手続二分制の導入の必要性	138
① 手続二分制の概要	138
② 国民参与裁判の下での手続二分制導入の意義	138
③ 国民参与裁判の下での手続二分制度の設計	139

4) 量刑おいての拘束力付与	139
① 現行の量刑意見開陳制度	139
② 自白事件の量刑判断の適正性	140
5) 見直しの提言	142
2. 国民参与裁判の開始要件—「被告人による選択制の維持」	142
(1) 低い認知度・高い撤回率の問題	143
1) 原因分析	143
2) 改善策	144
(2) 排除決定制度の修正	147
1) 運用状況と問題点	147
2) 排除決定の事由の限定	147
(3) 十分な公判期日の確保	148
(4) 小括	150
3. 控訴審のあり方	151
(1) 韓国参与法における控訴審の構造	151
(2) 国民参与裁判の控訴率	152
1) 国民参与裁判で行われた場合の控訴率	152
2) 高い控訴率の原因	154
3) 控訴審の構造と検察控訴の制限	155
(3) 日本の裁判員裁判からの示唆	156
1) 裁判員裁判の控訴審のあり方	156
① 日本の控訴審の事後審性	157
② 裁判員裁判の控訴審の現況	158
③ 裁判員裁判の控訴審のあり方	158
i) 裁判員裁判の控訴審のあり方についての問題意識	158
ii) 控訴審の基本的なスタンスの理想	159

iii) 事実誤認の審査のあり方について	160
iv) 量刑不当の審査のあり方について	161
2) 裁判員裁判の控訴審のあり方に関する最高裁判例の動向	162
(4) 国民参与裁判の控訴審のあり方に関する重要な判例	164
(5) 控訴審の在り方	164
1) 事後新としての運用	164
2) 陪審員の無罪判決に対する検察官控訴の制限	166
3) 小括	169
第5章 おわりに	170